

（議事要旨）サステナビリティ基準委員会の活動状況について

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の川西委員長より、SSBJ の活動状況について説明が行われた。これについて、主に次に関する質疑応答が行われた。

- SSBJ ハンドブックで取り上げる論点の選定
- サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」第 49 項ただし書きの取扱いを選択し、サステナビリティ開示実務対応基準第 1 号「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」の範囲に含まれない各法域で要求される方法に基づく排出量を利用して開示する場合の対応
- サステナビリティ関連財務開示の保証制度に関する議論における SSBJ と金融庁との連携
- 企業内容等の開示に関する内閣府令と SSBJ 基準との関係、財務会計基準機構から公表されている「有価証券報告書の作成要領」の位置付け
- サステナビリティ関連財務開示の実務を進めるにあたって生じた疑問への対応
- GHG プロトコルの改正動向への対応

また、サステナビリティ基準諮問会議の委員より、次の意見が聞かれた。

- 「有価証券報告書における SSBJ 基準への言及」に関する注意喚起の公表は、利用者の立場として適時適切な対応だったと考える。SSBJ 基準を勘案した意欲的な開示が進んでいることについては歓迎しているが、部分準拠は認められておらず、利用者に混乱を招くおそれがある。このため当該注意喚起は有意義であると考えている。SSBJ 基準の正しい理解を浸透させていく観点で SSBJ には継続的に情報発信をお願いしたい。
- 有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示については、SSBJ 基準をすべて適用することが要求される一方で、保証の対象は当初、スコープ 1・2 の GHG 排出量、ガバナンス、リスク管理に限定することが想定されている。このため、利用者の理解のためには保証の範囲が明示されることが重要であると考えており、SSBJ 基準と保証制度との関係について市場関係者の共通理解が醸成されるように、SSBJ と金融庁との連携が不可欠であるとする。
- GHG プロトコルの改正において、スコープ 2 に関して議論されている再生可能エネルギーの定義を厳格なものとする事で、GHG 排出量が企業の意図よりも大きくなるとの意見

もある。当該改正が最終化されて、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する IFRS サステナビリティ開示基準（ISSB 基準）や SSBJ 基準に仮に取り込まれることになると、その影響はかなり大きい。様々な業種・企業に ESG 投資をしている機関投資家として、脱炭素ファイナンスは最重要のテーマであり、GHG 排出量を正確に把握し、定期的に対話して、投資先の脱炭素を促していく必要があるが、GHG プロトコルの改正がこの妨げとなることを危惧している。国際会議での意見発信や ISSB との調整における SSBJ の役割について、今まで以上に期待したい。また、当該改正が最終化された場合の日本基準への反映については慎重に検討いただきたい。

以 上